

事務連絡
平成 23 年 7 月 5 日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

東日本大震災による被災者が受けたあん摩マッサージ指圧師の施術及び
はり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて

東日本大震災による被災者が受けたあん摩マッサージ指圧師の施術及びはり
師、きゅう師の施術に係る療養費の取扱いについては、「東日本大震災による被
災者が受けたあん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施術並びに
治療用装具に係る療養費の取扱いについて」（平成 23 年 6 月 1 日付厚生労働省保
険局医療課事務連絡）により連絡したところであるが、今般、震災の影響に伴い、
あん摩マッサージ指圧師の施術及びはり師、きゅう師の施術に係る医師の同意書
等について、下記のとおり取り扱うこととするので、関係団体に周知を図るよう
よろしくお願いしたい。

記

1. 医師の同意書の取扱い

下記 4 の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診
療所に他の外来患者が集中していること等の理由により医師から同意書の交
付を受けることが困難な場合には、実際に医師から施術の同意を得ており、
被災地（※）の施術所（専ら出張のみにより業務に従事することとして保健
所等に届出を行っている場合には施術者。以下同じ。）において施術を受け
た場合に限り、脱臼又は骨折に係る施術も含め、療養費支給申請書（以下「申
請書」という。）への医師の同意書の添付を省略することができることす
る。

なお、この場合には申請書の摘要欄に同意書を添付できない具体的な理由、
同意をした医師の氏名及び住所又は連絡先、同意年月日、病名並びに要加療
期間の指示がある場合はその期間（あん摩マッサージ指圧師の施術について



は症状、施術の種類、施術部位及び往療の必要の有無を含む。) を記載すること。

変形徒手矯正術については、その施術の態様に鑑み、直接に医師の診察を受けた上で同意を得ていることに特に留意する必要があることから、申請書の適用欄に診察年月日も併せて記載すること。また、申請書の適用欄に記載されたこれらの内容は施術録にも記載すること。

※被災地…「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱について(その9)」(平成23年6月21日付厚生労働省保険局医療課事務連絡。別紙参照。)(以下「一部負担金等に関する事務連絡」という。)の1(1)に記載された災害救助法(昭和22年法律第118号)及び被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の適用対象市町村をいう。

2. 再同意の取扱い

(1) あん摩マッサージ指圧師の施術(変形徒手矯正術を除く。)及びはり師、きゅう師の施術

下記4の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により、初療の日から3ヶ月を経過した時点(初療の日が月の15日以前の場合は当該月の翌々月の末日とし、初療の日が月の16日以後の場合は当該月の3ヶ月後の月の末日とする。)における医師の再同意の確認が困難な場合は、被災地の施術所において施術を受ける場合に限り、初療の日から6ヶ月を経過した時点(初療の日が月の15日以前の場合は当該月の5ヶ月後の末日とし、初療の日が月の16日以後の場合は当該月の6ヶ月後の末日とする。)までは同意の確認を猶予することができるとして、その間に受けた施術については療養費の支給を受けられるものであること。

また、再同意について、同一の同意書により療養費を支給可能な期間は、医師による再同意から3ヶ月とされているところであるが、上記の理由による場合には、被災地の施術所において施術を受ける場合に限り、再同意の日が月の15日以前の場合は当該月の5ヶ月後の末日まで、月の16日以後の場合は当該月の6ヶ月後の末日までとすること。

なお、この場合は申請書の摘要欄に医師の同意の確認が困難な具体的理由を記載するとともに、この猶予期間内に必ず医師の同意の確認を行うこと。

(2) あん摩マッサージ指圧師の施術(変形徒手矯正術に限る。)

下記4の「対象者」に該当する者は、震災の影響による診療所の閉鎖や診療所に他の外来患者が集中していること等の理由により、初療の日又は再同意の日から1ヶ月を超えて施術を受ける必要がある場合で医師の同意書の交付を受けることが困難な場合には、直接医師の診察を受けた上で実際に施術の同意を得ており、被災地の施術所において施術を受ける場合に限り、同意

書の添付を省略できることとし、その間に受けた施術については療養費の支給を受けられるものであること。

なお、この場合には申請書の摘要欄に同意書を添付できない具体的理由、同意をした医師の氏名及び住所又は連絡先、診察年月日、同意年月日、病名、症状、施術の種類、施術部位、要加療期間の指示がある場合はその期間及び往療の必要の有無を記載すること。また、申請書の適用欄に記載されたこれらの内容は施術録にも記載すること。

3. 往療の取扱い

片道16キロメートルを超える場合の往療については、以下の要件のいずれも満たす場合に限り、往療料の対象とすること。

- ① 下記4の「対象者」に該当する者であって、震災により居住場所を移した者を対象とするものであること
- ② 当該患者に対して震災以前より往療を行っている施術所によるものであること。

なお、この場合の往療料は、片道16キロメートルまでとして算定した額とし、申請書の摘要欄に、震災により避難した旨、避難年月日、避難前及び避難後の居住場所並びに16キロメートルを超える往療を必要とする具体的理由を記載すること。

4. 対象者

一部負担金等に関する事務連絡の1の「対象者の要件」に該当し、保険者から一部負担金等の免除証明書の交付を受けた者。

ただし、「以下の市町村国保の被保険者」又は、「以下の3県の後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者」は、それぞれ右欄に記載する日から免除証明書の交付を受ければ足りることとし、それまでの間も、一部負担金等に関する事務連絡の1の「対象者の要件」に該当する場合には、対象となる。

県名	市町村名	免除証明書の提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年8月1日
宮城県	女川町	平成23年10月1日
	南三陸町	平成23年9月1日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年8月1日
	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	免除期間の終了日まで免除証明書の提示は不要

5. 取扱い期間

一部負担金等に関する事務連絡の 1 (2)①から⑤までに該当する者については平成 23 年 3 月 11 日から、1 (2)⑥及び⑦に該当する者については指示のあった日から、1 (2)⑧に該当する者については特定避難勧奨地点として特定した旨の通知があった日から、それぞれ平成 24 年 2 月 29 日までの施術に係る取扱いとする。

なお、1 (2)③の場合は主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限る。

また、一部負担金等に関する事務連絡の 1 (2)⑥の屋内退避に係る内閣総理大臣の指示の解除（平成 23 年 4 月 22 日）の対象となった場合は、6月末日までの施術に係る取扱いとする。

6. その他

この取扱いは、東日本大震災の発生という事態に鑑み、地域を限って緊急やむを得ない措置として行われる特別なものであることから、この取扱いも含め、引き続き療養費支給の適正化に努めるものであること。

事務連絡
平成23年6月21日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

} 御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて(その9)
(6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その8)」(平成23年6月14日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)により連絡したところであるが、今般、6月診療等分及び7月以降の診療等分について、これを下記のとおり改正するので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。また、周知に当たっては、別添の資料をご活用いただきたい。

(改正力所は下線を引いた部分)

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間免除することができるものとする。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1)① 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村（東京都を除く。）のうち、岩手県全34市町村、宮城県全35市町村、福島県全59市町村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷群河内町、筑西市、稲敷市、北相馬群利根町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塙谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市、習志野市、我孫子市又は浦安市

② 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村（東京都を除く。）のうち、長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町

③ 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用市町村のうち、青森県三沢市、三戸郡階上町、茨城県古河市、結城市、栃木県足利市、千葉県銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町又は山武郡横芝光町

に住所を有する（地震の発生以後、①、②又は③の適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）健康保険法(大正11年法律第70号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であること。

(2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨
- ⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨
- ⑧ 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されるとして特定した住居をいう。）に居住しているため、避難を行っている旨

2 取扱いの期間

平成24年2月29日まで、一部負担金等の支払いを免除する取扱いとする。（ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については平成23年8月31日までを予定）

1 (2) ③の場合は主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限る。

なお、1 (2) ⑥の屋内への退避に係る指示の解除の対象となった場合であっても、引き続き、6月までの診療等分について、6月末日まで、支払を猶予する。

3 医療機関における確認等

(1) 平成23年6月末までの確認の方法等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

(2) 平成23年7月1日からの確認の方法等

平成23年7月1日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を免除すること。

ただし、「以下の市町村国保の被保険者」又は、「以下の3県の後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者」は、それぞれ右欄に記載する日から免除証明書の提示を求めることとし、それまでの間は、被保険者証等の提示によりこれらを確認し、上記1の対象者の要件に該当することを口頭により申し出ることで足りるため免除証明書の提示は不要である。

県名	市町村名	免除証明書の提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年8月1日
宮城県	女川町	平成23年10月1日
	南三陸町	平成23年9月1日
福島県	田村市、南相馬市	平成23年8月1日
	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	免除期間の終了日まで免除証明書の提示は不要

4 その他

(1) 本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを免除した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（その2）」（平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の3を参照されたい。

- (2) 上記3(2)のとおり、平成23年7月1日からは免除証明書が必要となるため、各保険医療機関等においては、現在、一部負担金等の支払を猶予している患者に対し、速やかに保険者へ免除証明書の申請を行うよう、周知にご協力いただきたい。
- (3) 次に掲げる者は、保険者へ申請することにより、すでに保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金等について保険者から還付を受けることができる。
- ① 平成23年6月末までの間に、上記1の要件に該当していたが一部負担金等の支払いを行った者
 - ② 平成23年7月以降、保険者による手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口に提出しなかったことがやむを得ないと認められる者

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 保険診療を受ける際には、従来通り、窓口での「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請して下さい。

(免除となるのは、平成24年2月29日までです。 (入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定))

〈窓口負担が免除される方〉

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
宮城県	女川町 南三陸町	平成23年10月 1日 平成23年 9月 1日
福島県	田村市、南相馬市 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	平成23年 8月 1日 免除期間終了まで 免除証明書は不要

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた分までとなります。

◎ご加入の医療保険の保険者への保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者にお願いします。